

平川市すこやか住宅支援補助金

定住の促進と人口増加を図るため、移住者および子育て世帯に対し、住宅を新築または購入する場合にかかる経費の一部を補助します。

※新築の場合は着工前、購入の場合は売買契約前に申請をする必要があります。

なお、個人から中古住宅を購入する予定の方は事前にご相談ください。

■補助対象者

申請時点で、次のいずれかを満たす方が対象となります。

- ① 5年以上平川市に住民登録がなく移住する予定の方。
 - ② 5年以上平川市に住民登録がなく既に移住しており、移住後2年以内の方。
 - ③ 平川市へ転入予定で、中学生以下の子どもまたは妊婦がいる方。
 - ④ 中学生以下の子どもまたは妊婦がいる市民。
- ※市税などを滞納していない方（同居する方を含む。転入予定の方は、申請時に住民登録している市町村の市町村民税などを滞納していない方）

■補助対象住宅

平川市内にあり、申請する方が所有し居住する住宅（新築住宅・建売住宅・中古住宅）

※住宅の延べ床面積75㎡以上で、店舗併用住宅は住宅部分の延べ床面積が2分の1以上であることが必要です。

■補助金額

対象者	移住者				市内の子育て世帯
	県外		県内(市外)		
	子育て世帯	子育て世帯以外	子育て世帯	子育て世帯以外	
市内業者	100万円	60万円	60万円	30万円	30万円
市内業者以外	80万円	40万円	40万円	20万円	20万円

※補助金の額は、この表に定める額または補助対象経費の10分の1に相当する額(1,000円未満切り捨て)のいずれか低い額となります。

※市内業者とは、平川市内に本社、本店、支店、営業所などを置く建築・不動産業者です。

※土地購入、外構工事、家具・電化製品の購入などに要する費用は、補助対象外となります。

※申請者の他に住宅の所有者がいる場合、補助金額が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

太陽光発電システムの設置費用の一部を補助します！

平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業

市では、環境にやさしいまちづくりを推進するため、市内に居住している方、または居住予定の方を対象に、自らが住む住宅に「太陽光発電システム」を設置する場合、設置費用の一部を補助します。

※今年度で本補助金は終了となります。

■補助対象者

次の条件を全て満たす方が対象となります。

- ① 居住する住宅（もしくは居住予定の住宅）に太陽光発電システムを設置する方。
- ② 市税に滞納がない方。
- ③ 太陽光発電に係る電力需給に関する契約を結ばれる方。

■補助対象システム

- ① 補助対象経費が1kWあたり50万円以下の対象システムであること。
- ② 合計値が10kW未満の太陽光発電システムであること。
- ③ 未使用品であること（中古品は対象外です）。
- ④ 市が交付申請を受け付け、交付決定通知した日以降に設置工事の着工または補助対象システム付住宅などの引き渡しを受けること。
- ⑤ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の行う太陽電池モジュール認証に相当する認証を受けているものまたはこれと同等以上の性能および品質が確認されているものであること。

■申請期間

4月16日(月)から受付開始

■補助金額

- ① 市外施工業者を利用される場合
補助金の額 = 1kWあたり2.5万円 × 対象システムを構成する太陽電池の最大出力(上限10万円)
- ② 市内施工業者を利用される場合
補助金の額 = 1kWあたり3万円 × 対象システムを構成する太陽電池の最大出力(上限12万円)

■募集件数

約20件程度（予算の範囲内で実施します）

■交付決定方法

先着順

問合せ：企画財政課 企画調整係 ☎44-1111（内線1433・1434）